

商品売買契約書

買主株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と売主株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、商品の売買に関し、以下のとおり契約を締結したため、本書を2通作成し、甲乙各1通宛保管する。

（基本合意）

第1条 乙は甲に対し、別紙目録に記載する〇〇〇〇（以下「本件商品」という。）を別紙目録記載の価格にて甲に売り渡すことを約し、甲はこれを買受けることを約する。

コメント [a1]: 契約の目的物を特定します。

コメント [a2]: 売買価格を定めます。

（引渡し）

第2条 乙は甲に対し、次のとおりの引渡場所及び納入日にて、本件商品を引き渡す。

（引渡場所）

すべて甲の本店所在地

（納入日）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 別紙目録1ないし3

平成〇〇年〇〇月〇〇日 別紙目録4ないし6

- 2 甲又は乙が納入日又は引渡場所の変更を申し出た場合には、その相手方の了承を得て、新たな納入日又は新たな引渡場所に変更することができる。ただし、その変更により費用が増額した場合には、その増額の部分は変更を申し出た者の負担とする。

コメント [a3]: 引渡場所をどこにするかによって、運搬等にかかる費用が変わってくるので定めます。

コメント [a4]: 納入日を定めます。

（代金の支払条件）

第3条 代金の支払条件は、次のとおりとし、甲は乙に対し、次の代金を持参又は乙の指定する口座に振込みの上、支払わなくてはならない。振込手数料は、甲の負担とする。

本契約締結日 金〇〇〇万円

平成〇〇年〇〇月〇〇日 中間金〇〇〇万円

平成〇〇年〇〇月〇〇日 残金金〇〇〇万円

コメント [a5]: 支払条件を定めます。

（遅延損害金）

第4条 甲が、第3条記載の代金の支払いを怠ったときは、乙に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、年18%の割合による遅延損害金（年365日の日割計算）を付加して支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 本契約に基づく本件商品の所有権移転時期は、甲が乙に代金の支払を完了した時とする。

コメント [a6]: 双方が債務を負っている場合、これらの債務は同時に履行することが期待されていますが、所有権の移転については双方の利害関係が完全に対立するので、履行が同時であるか否かに関わらず、その時期を明記しておきます。

(危険負担)

第6条 本契約に基づく本件商品を納入した後の危険は甲においてこれを負担する。

コメント [a7]: 双方に原因の無い損害が生じた場合、どちらがその損害を負担するのかを定めておきます。

(検査)

第7条 甲は、第2条記載の方法により本件商品を受領したときは、受領後〇日以内に本件商品の検査をしなければならない。

(不合格品処理)

第8条 第7条の検査において、不良又は数量不足があったときには、甲は乙に対し、直ちに通知をしなければならない。この場合乙は、乙の費用にて、不良品の回収及び代替品又は不足分の商品を直ちに第2条記載の納入場所に納入しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第9条 甲について次のいずれかの事由が生じたときは、乙は、何等の通知、催告なくして、甲の期限の利益を喪失させ、残金全額について支払請求をする事ができる。

コメント [a8]: 第3条で定めた支払期限が到来する前に、債務の履行を請求するために定めます。

- (1) 甲が乙に対する債務の支払を怠ったとき。
- (2) 甲がほかの債権者に対する債務の支払を怠り、又は、約束手形若しくは小切手について不渡事故を起こしたとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生等の法的手続又はこれに準ずる手続がなされたとき。
- (4) 甲が合併によらないで解散したとき
- (5) その他甲が本件契約条項に違反したとき。

(解除)

第10条 乙は、甲に第9条のいずれかの条項に該当する事由があるときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

コメント [a9]: 解除できる事由を定めておかないと、債務不履行の事実を相手方に通告し催告をしてからでないと契約を解除できません。例えば、第9条(2)のように、本契約に関する債務不履行の可能性が高まって、その時点での契約解除ができないこととなります。

(協議事項)

第11条 本契約の解釈に疑義が生じた場合及び本契約の定めのない事項については、甲乙ともに信義誠実の原則に基づき協議の上円満に解決するものとする。

(合意管轄)

第12条 本契約上直接又は間接的に生じた甲乙間の一切の紛争に付いては、乙の本店所在

地を管轄する〇〇地方裁判所を以て第一審裁判所とすることを合意する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇 印

(乙) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇 印

コメント [a10]: 当事者間の距離が離れている場合、事前に管轄裁判所を決めておくことで、裁判になった際の裁判所までの移動に伴う時間や費用を節約できます。

コメント [a11]: 契約書作成の日付を明言します。

コメント [a12]: 氏名と共に契約の当事者を特定するための情報です。

コメント [a13]: 会社を代表する権限のあるものである必要があります。押印は実印が望ましいですが、認印でも契約の成否に関係ありません。

商品目録

1.	〇〇〇〇 (品番〇〇〇〇)	単価〇〇〇〇円	〇〇個
2.	〇〇〇〇 (品番〇〇〇〇)	単価〇〇〇〇円	〇〇個
3.	〇〇〇〇 (品番〇〇〇〇)	単価〇〇〇〇円	〇〇個
4.	〇〇〇〇 (品番〇〇〇〇)	単価〇〇〇〇円	〇〇個
5.	〇〇〇〇 (品番〇〇〇〇)	単価〇〇〇〇円	〇〇個
6.	〇〇〇〇 (品番〇〇〇〇)	単価〇〇〇〇円	〇〇個

以上合計金〇〇〇〇〇〇円